

平成25年12月定例会会議録（第1号）

平成25年12月2日 月曜日 午前10時00分開会

小 関 勝 助 議 長 大 道 寺 信 副議長

出 席 議 員 （16名）

1番	赤 間 泰 広	議員	2番	梅 津 善 之	議員
3番	江 口 忠 博	議員	4番	今 泉 春 江	議員
5番	小 関 秀 一	議員	6番	竹 田 博 一	議員
7番	我 妻 昇	議員	8番	大 道 寺 信	議員
9番	蒲 生 光 男	議員	10番	町 田 義 昭	議員
11番	佐々木 謙 二	議員	12番	安 部 隆	議員
13番	渋 谷 佐 輔	議員	14番	高 橋 孝 夫	議員
15番	大 沼 久	議員	16番	小 関 勝 助	議員

欠 席 議 員 （0名）

説 明 の た め 出 席 し た 者

内 谷 重 治	市 長	遠 藤 健 司	副 市 長
中 井 晃	総 務 課 長	齋 藤 環 樹	財 政 課 長
鈴 木 一 則	企 画 調 整 課 長	青 木 邦 彦	税 務 課 長
松 本 弘	市 民 課 長	梅 津 明 夫	健 康 課 長
松 木 幸 嗣	福 祉 生 活 あ ん し ん 課 長	種 村 正 一	子 育 て 支 援 課 長
平 英 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	堀 越 俊 一 郎	監 査 委 員
加 藤 弘 二	教 育 委 員 長	加 藤 芳 秀	教 育 長
遠 藤 誠 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	鈴 木 榮 一	農 業 委 員 会 会 長
孫 田 邦 彦	農 林 課 長	梅 津 和 士	商 工 振 興 課 長
鈴 木 広 弥	観 光 振 興 課 長	宇 津 木 正 紀	建 設 課 長
浅 野 敏 明	ま ち ・ 住 ま い 整 備 課 長	渡 部 政 明	上 下 水 道 課 長
	管 理 課 長 兼		
遠 藤 敏 男	学 校 給 食 共 同 調 理 場 長	齋 藤 理 喜 夫	文 化 生 涯 学 習 課 長
佐 藤 孝 博	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	高 橋 徹	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
児 玉 行 宏	監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 隆 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長

鈴木 智 消防 主 幹

事務局職員出席者

飯澤 常雄 議会事務局長 小林 克人 補 佐
鈴木 和夫 議事調査係長 安達 洋司 主任 技 士

議事日程（第1号）

平成25年12月2日 月曜日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第81号 | 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、付託) |
| 日程第 4 | 議案第82号 | 長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(〃) |
| 日程第 5 | 議案第83号 | 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について
(〃) |
| 日程第 6 | 議案第84号 | 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(〃) |
| 日程第 7 | 議案第85号 | 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(〃) |
| 日程第 8 | 議案第86号 | 平成25年度長井市一般会計補正予算第7号 (〃) |
| 日程第 9 | 議案第87号 | 平成25年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号
(〃) |
| 日程第10 | 議案第88号 | 平成25年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第2号
(〃) |
| 日程第11 | 議案第89号 | 平成25年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
(〃) |
| 日程第12 | 議案第90号 | 平成25年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号
(〃) |
| 日程第13 | 議案第91号 | 平成25年度長井市水道事業会計補正予算第2号
(〃) |

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

開 会

○小関勝助議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第8回長井市議会定例会を開会いたします。

開 議

○小関勝助議長 本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、山形新聞社記者から、今定例会のパソコン、カメラ、録音機の使用についての申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会を代表いたしまして、去る11月28日の委員会において決定した本日の本会議運営についてご報告いたします。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員を議長から指名していただきます。

次に、日程第2、会期の決定について、議会運営委員会報告の後、今定例会の会期及び会議日程等について表決を行っていただきます。なお、表決の方法につきましては、簡易採決を予定しております。

次に、日程第3、議案第81号 長井市まちづ

くり基本条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、議案第91号 平成25年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの11件を一括議題といたしまして、市長の提案説明を受けた後、上程されました案件11件について1件ずつ質疑を行い、一般議案5件につきましては、別紙付託表のとおり、所管する委員会に付託して審査していただきます。予算議案6件につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査していただきます。

以上、報告といたします。

○小関勝助議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○小関勝助議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。

7番 我 妻 昇 議員

8番 大道寺 信 議員

9番 蒲 生 光 男 議員

以上、3名の方にお問い合わせいたします。

日程第2 会期の決定

○小関勝助議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、今定例会の会期及び会議日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 議会運営委員会を代

表いたしました。去る11月28日の委員会において決定した今定例会の会期及び会議日程等についてご報告いたします。

会期につきましては、お手元に配付しております平成25年第8回市議会定例会会議日程表のとおり、本日12月2日から12月19日までの18日間といたします。

市政一般に関する質問につきましては、議事日程第2号、第3号、第4号のとおり、12月5日、6日及び9日の3日間とし、このたびの質問者は11名ですので、第1日目5名、第2日目4名、第3日目2名といたします。

一般質問発言通告は、質問内容、答弁者を具体的に記載の上、本日執務時間内に提出をお願いいたします。

各常任委員会、特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。

予算総括質疑発言通告の締め切りは12月11日、討論発言通告の締め切りは12月17日といたします。

なお、最終日12月19日、本会議前に議会運営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○小関勝助議長 お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から12月19日までの18日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付しております平成25年第8回市議会定例会会議日程表のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第3 議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する

条例の制定について外10件

○小関勝助議長 それでは、日程第3、議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、議案第91号 平成25年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市第5次総合計画の策定に伴い、本総合計画の策定及び変更を議決事項とする所要の改正をいたすため、ご提案申し上げますのでございます。

議案第82号 長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市行財政改革推進委員会委員の要件を拡大する等、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

次に、議案第83号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の主な内容でございますが、個人市民税の公的年金からの特別徴収において、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の税額の2分の1に相当する額に見直すのと